

# 岩手県農業共済組合連合会定款

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この連合会は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づき、この連合会の会員たる農業共済組合がその行う共済事業によってその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

(名称)

**第2条** この連合会は、岩手県農業共済組合連合会という。

(区域)

**第3条** この連合会の区域は、岩手県の区域とする。

(事務所の所在地)

**第4条** この連合会の事務所は、岩手県盛岡市に置く。

(事業)

**第5条** この連合会は、次に掲げる種類の事業を行うものとする。

(1) 会員たる組合(第8条の「組合」をいう。)がその行う農作物共済、家畜共済、果樹共済(りんご及びぶどうに係る収穫共済に限る。以下同じ。)、畑作物共済(大豆、ホップ及び蚕繭に係る畑作物共済に限る。以下同じ。)、園芸施設共済及び任意共済(建物共済(建物火災共済及び建物総合共済)及び農機具共済(農機具損害共済及び農機具更新共済)に限る。以下同じ。)によってその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業

(2) 建物共済

(事業年度)

**第6条** この連合会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(公告の方法)

**第7条** この連合会の公告は、この連合会の事務所の掲示板に掲示し、かつ、必要があるときは、岩手日報に掲載する。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって会員に通知する。

## 第2章 組織

### 第1節 会員

(会員の資格)

**第8条** この連合会の会員たる資格を有する者は、この連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合(以下「組合」という。)とする。

2 前項の組合は、すべて、この連合会の会員となる。

(議決権)

**第9条** この連合会の会員は、各1個の議決権を有する。ただし、会員の組合員数が5千5百人を超えるときは、その超える数が5千5百人を超えごとに1個ずつ議決権を附与する。

(会員名簿)

**第10条** この連合会に、次の各号に掲げる事項を記載した会員名簿を備える。

- (1) 会員の名称（その代表権を有する者の氏名を含む。）、住所及び次条第1項の通知があったときはその場所
- (2) 加入の年月日
- (3) 共済目的の種類（家畜共済にあつては法第115条第1項に規定する共済目的の種類、園芸施設共済にあつては共済目的をいう。以下同じ。）  
（会員に対する通知又は催告）

**第11条** この連合会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所にあててするものとする。

- 2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。  
（脱退）

**第12条** 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散

## 第2節 総会

（理事の総会の招集）

**第13条** 理事は、毎事業年度1回4月又は5月に通常総会を招集する。

- 2 理事は、次の各号に掲げる場合には、総会を招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員が総会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。
- (3) 会員が、第37条第1項の規定により役員の変更を請求したとき。

- 3 理事は、前項第2号の請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に総会を招集しなければならない。

（監事の総会の招集）

**第14条** 次の各号に掲げる場合には、監事が総会を招集する。

- (1) 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないとき。
- (2) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

（総会の議決事項）

**第15条** 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 保険規程の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
- (5) 借入金（一時借入金及び退職給与金施設福祉借入金を除く。）をする場合には、その方法、利息の利率及び償還方法

- (6) 建物共済に係る保険事業によって負う保険責任又は保険規程に規定する事業によって負う共済責任の法第145条第1項の規定による全国共済農業協同組合連合会への付保の方法
- (7) 農林漁業保険審査会の審査の申立て又は訴えの提起
- (8) 役員の報酬
- (9) 解散
- (10) 清算人の選任
- (11) 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認  
(総会招集の通知)

**第16条** 総会の招集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を会員に通知して行うものとする。

(議決事項の制限)

**第17条** 総会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

(定足数)

**第18条** 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 前項に規定する会員の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず議事を開き議決することができる。ただし、第21条に規定する議決については、この限りでない。

(議長)

**第19条** 議長は、総会において総会に出席した会員の代表者のうちから会員がこれを選任する。

- 2 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(普通議決)

**第20条** 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決)

**第21条** 第15条第1号及び第9号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

(続行又は延期)

**第22条** 総会の会日は、総会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

- 2 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第16条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による議決権の行使)

**第23条** 会員は、総会において第16条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行おうとする会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、

総会の会日の前日までにこの連合会に提出しなければならない。

- 4 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。  
(議決権を有しない場合)

**第24条** 会員は、総会においてこの連合会と当該会員の関係について議決を行う場合においては、当該議決については議決権を有しない。  
(議事録の作成)

**第25条** 総会においては、会議の議事録を作り、これに総会の日時及び場所、会員及びその議決権の総数、出席者及びその議決権の総数、議事の要領並びに議決した事項及び賛否の数を記載するものとする。

- 2 議事録には、議長及び議長の指名した出席者2人以上が署名し、又は記名押印するものとする。  
(書類の備置き及び閲覧)

**第26条** 理事は、定款、保険規程、総会の議事録及び会員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

**第27条** 理事は、通常総会の会日から1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。  
3 第1項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。  
(総会議事運営規則)

**第28条** 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議事の運営に関し必要な事項は、総会議事運営規則で定める。

- 2 前項の総会議事運営規則は、総会において定める。

### 第3節 役員及び職員

(役員の数)

**第29条** この連合会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人  
(2) 監事 3人

2 前項第1号の理事の定数のうち少なくとも6人は、会員たる組合の組合員で法人でないもの又は会員たる組合の組合員である法人の業務を執行する役員でなければならない。

(役員を選任)

**第30条** 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより、会員が総会において選任する。

(会長及び副会長)

**第31条** 理事は、会長及び副会長各1人を互選するものとする。

- 2 会長は、この連合会を代表し、その業務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行い、会長及び副会長に事故があるときは理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

(理事会)

**第32条** この連合会の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事その他の職員の任免に関する基本的事項
- (6) 余裕金の運用に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項(第15条の規定により総会に付議すべき事項を除く。)

**第33条** 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議事は、理事の過半数でこれを決する。

3 理事会の議長は、会長とする。

4 前各号に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。

5 前項の理事会運営規則は、理事会において定める。

(監事の職務)

**第34条** 監事は、次の職務を行う。

- (1) この連合会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総会及び農林水産大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

2 監事は、少なくとも毎事業年度2回前項第1号及び第2号の監査を行い、その結果につき総会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、監査について必要な事項は監事監査規則で定める。

4 前項の監事監査規則は、監事が定め、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期)

**第35条** 役員任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 定数の補充又は第37条第1項の規定による改選により就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず、退任した役員残任期間とする。ただし、全員の改選により、就任した役員任期については、3年とし、就任の日から起算する。

3 役員数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行う。

**第36条** 役員は、その任期満了前に、附属書役員選任規程第5条第2号から第4号までに掲げる者となったときは退任する。

( 役員の改選 )

**第37条** 役員は、総会員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしてしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は保険規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

3 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの連合会に提出してしなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があったときは、この連合会は、総会の会日から7日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

( 役員の義務及び責任 )

**第38条** 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、保険規程及び総会の決議を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその職務を怠ったときは、その役員は、この連合会に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

( 役員の兼職禁止 )

**第39条** 理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と相兼ねてはならない。

( 監事の代表権 )

**第40条** この連合会が理事と契約をするときは、監事がこの連合会を代表する。この連合会と理事との訴訟についても、また同様とする。

( 役員の報酬 )

**第41条** 役員には報酬を支給する。

( 参事その他の職員 )

**第42条** この連合会に参事その他の職員を置く。

2 参事の選任及び解任は、理事の過半数によって決する。

3 職員(参事を除く。)の任免は、会長が理事会の承認を得て行う。

4 参事は、理事会の決定により、事務所において、この連合会の事業に関する一切の業務を理事に代わって行う権限を有する。

5 職員は、参事の指揮を受けて、この連合会の事務に従事する。

( 参事の解任請求 )

**第43条** 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 前項の規定による書面の提出があったときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。

4 理事は、前項の可否を決する日の7日前までに当該参事に対して第2項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

( 職員の給与及び退職給与金 )

**第44条** 職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

2 職員が退職するときは、この連合会は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。

3 この連合会は、前項の退職給与金に充てるため、職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給与金引当金を積み立てるものとする。

4 第1項の職員給与規則及び第2項の職員退職給与規則は、会長が理事会の承認を得て定め、更に総会の承認を受けるものとする。

( 顧問 )

**第44条の2** この連合会に顧問を置く。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問には、総会の議決により報酬を支給する。

### 第3章 財務

( 勘定区分 )

**第45条** この連合会の会計は、次の勘定に区分して経理する。

(1) 農作物共済に関する勘定

(2) 家畜共済に関する勘定

(3) 果樹共済に関する勘定

(4) 畑作物共済に関する勘定

(5) 園芸施設共済に関する勘定

(6) 任意共済(農機具更新共済を除く。以下この章において同じ。)に関する勘定

(7) 農機具更新共済に関する勘定

(8) 業務の執行に要する経費に関する勘定

2 第5条第2項に規定する事業に係る経理は、前項第6号の勘定に含めて行う。

( 支払備金の積立て )

**第46条** この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金として、次の金額から政府から受けるべき再保険金及び再保険料の返還金に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

(1) 保険金の支払又は保険料の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額

(2) 保険金の支払又は保険料の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額

( 責任準備金の積立て )

**第47条** この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、責任期間が翌事業年度にわたる共済に係る保険事業について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てるものとする。

(1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係るものについては、当該事業年度の保険料から政府への支払再保険料の額及び保険金の仮渡額(政府から受けた

再保険金を差し引く。)を差し引いて得た金額

- (2) 家畜共済又は園芸施設共済に係るものについては、当該事業年度の保険料から政府への支払再保険料の額を差し引いて得た金額中まだ経過しない責任期間に対する金額
  - (3) 任意共済に係るものについては、当該事業年度の保険料の額(建物共済にあっては、その金額のうち法第145条第1項の規定により付された全国共済農業協同組合連合会の共済に係る支払共済掛金に充てられた額を除く。)中まだ経過しない責任期間に対する金額
  - (4) 農機具更新共済に係るものについては、前号のほか、当該事業年度の保険料のうち共済責任の終了又は満了に伴う減価共済金の支払に充てるための金額及びまだ経過しない共済責任に係る前納保険料がある場合はその金額
- 2 前項第2号又は第3号のまだ経過しない責任期間に対する金額は、当該責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割で計算する。
- 3 第1項第4号の金額は、当該責任期間がその始期の属する月の中央から始まったものとみなして、責任期間中の予定利息を加味して計算する。
- 4 この連合会の行う第5条第2項に規定する事業に係る責任準備金については、第1項第3号及び第2項の規定を準用する。  
(不足金てん補準備金の積立て)

**第48条** この連合会は、第45条第1項第1号の勘定にあっては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎事業年度の剰余金中当該各号に掲げる金額を当該勘定に係る法第132条第1項において準用する法第101条の準備金(以下「不足金てん補準備金」という。)として積み立てるものとする。

- (1) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が付録第1の算式により算出される金額(その算出される金額が農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。)第22条第6項において準用する同条第1項第1号の農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第1次限度額」という。)未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額(第45条第1項第1号の勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として総会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。)の3分の2に相当する金額(その金額が第1次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、付録第2の算式により算出される金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額)

- (2) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が第1次限度額以上第1次限度額の2倍に相当する金額未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の3分の1に相当する金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額

- 2 この連合会は、第45条第1項第2号、第5号又は第6号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の2分の1に相当する金額を、同項第7号の勘定にあつては当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の3分の2に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。
- 3 この連合会は、第45条第1項第3号の勘定にあつては、果樹共済再保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹共済再保険区分に係る果樹剰余金配分額（当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の金額を、果樹共済再保険区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。
- 4 この連合会は、第45条第1項第4号の勘定にあつては、畑作物共済再保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物剰余金配分額（当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の金額を、畑作物共済再保険区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

（不足金てん補準備金の保険金支払への充当）

**第49条** この連合会は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

- 2 この連合会は、果樹共済について、果樹共済再保険区分ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該果樹共済再保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。
- 3 この連合会は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該畑作物共済再保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。
- 4 この連合会は、園芸施設共済について、保険金の支払に不足を生ずる場合には、不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

（特別積立金の積立て）

**第50条** この連合会は、第45条第1項第1号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

- 2 この連合会は、第45条第1項第2号、第5号、第6号又は第7号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
- 3 この連合会は、第45条第1項第3号の勘定について、果樹共済再保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹共済再保険区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
- 4 この連合会は、第45条第1項第4号の勘定について、畑作物共済再保険区分ごと

に、毎事業年度の剰余金中当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

(特別積立金の取崩し)

**第51条** この連合会は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、保険金の支払いに不足を生ずる場合であって、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額をその支払いに充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的に係る特別積立金を保険金の支払いに充てるものとする。

2 この連合会は、果樹共済について、果樹共済再保険区分ごとに、保険金の支払いに不足を生ずる場合であって、当該果樹共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払いに充てなお不足を生ずるときは、当該果樹共済再保険区分に係る特別積立金を保険金の支払いに充てるものとする。

3 この連合会は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分ごとに、保険金の支払いに不足を生ずる場合であって、当該畑作物共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払いに充てなお不足を生ずるときは、当該畑作物共済再保険区分に係る特別積立金を保険金の支払いに充てるものとする。

4 この連合会は、第45条第1項第1号から第7号までの勘定ごとに、毎事業年度、不足金てん補準備金の金額をその補てんに充て、なお不足金を生ずる場合に限り、特別積立金を当該不足金の補てんに充てることができるものとする。

5 この連合会は、総会の議決を経て、特別積立金を法第132条第1項において準用する法第95条後段に規定する費用並びに法第132条第1項において準用する法第96条に規定する施設をするのに必要な費用の支払いに充てることができるものとする。

6 この連合会は、共済目的の種類別の農作物共済、果樹共済再保険区分別の果樹共済、畑作物共済再保険区分別の畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済の区分ごとに、特別積立金を規則第25条第4項の規定による交付金の支払に充てるものとする。

7 この連合会は、前各項に規定する場合のほか、総会の議決を経て、特別積立金をこの連合会が行う保険事業に関し、必要な費用として農林水産大臣の定める費用の支払に充てることができるものとする。

(業務勘定の残金の繰延べ)

**第52条** この連合会は、第45条第1項第8号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

(余裕金の運用)

**第53条** この連合会の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

- (1) 農林中央金庫、岩手県信用農業協同組合連合会又は総会において定めた銀行に預金すること。
- (2) 総会において定めた信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債証券、地方債証券その他農林水産大臣の指定する有価証券を保有すること。
- (4) 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

- 2 この連合会の余裕金の運用は、前項各号ごとに余裕金の運用の最高限度を理事会の議決を経て定め、その最高限度において行うものとする。

#### 第4章 雑則

(きょ出金の払いもどし)

**第54条** この連合会は、会員たる農業共済組合の組合員が脱退したときで、当該会員から当該組合員が納付したきょ出金の払いもどしに充てるために必要な額の資金を交付すべきことの申請があったときは当該請求に係る額の資金を当該会員に交付する。

- 2 前項の申請書には、会員たる農業共済組合の組合員のきょ出金の詳細を記載した書類、その他必要な書類を添付しなければならない。

(きょ出金払い戻し準備金)

**第55条** この連合会は、会員が農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成11年法律第69号)による廃止前の農業共済基金法(昭和27年法律第202号。以下、「廃止前基金法」という。)第46条第1項の規定により徴収したきょ出金の額と会員が農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和46年法律第79号)による改正前の基金法(以下「旧基金法」という。)第47条第1項及び第2項の規定により徴収した特別きょ出金の額とを合計して得た額から会員が廃止前基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどしたきょ出金に相当する金額と会員が旧基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどした特別きょ出金に相当する金額とを合計して得た額を差し引いて得た額(以下「きょ出金払いもどし対象額」という。)の100分の10に相当する金額に達するまで、毎事業年度、きょ出金払いもどし対象額の100分の1に相当する金額以上の金額をきょ出金払いもどし準備金として積み立てるものとする。